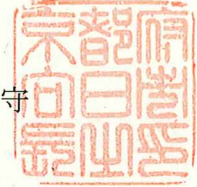


都市計画提案の判断に係る見解書

令和3年8月31日

京都府知事
西脇 隆俊 様

向日市長 安田 守



令和3年8月5日に提案された都市計画提案に係る市の判断及び見解について、向日市まちづくり条例第24条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

都市計画の種類	京都都市計画 地区計画(向日台地区)
位置	向日市寺戸町天狗塚、向日町北山
面積	約3.7ha
提案の概要	<p>本提案地区は、府営住宅団地として土地利用が図られているが、団地建設から50年以上が経過し、建替えが必要となっている。</p> <p>このため、団地建替えにあたり、子どもが地域で生まれ、すべての世代にとって暮らしやすいまちづくりを推進し、住民等の交流を促進することを目標に、『子育て・みんなの暮らし・豊かな緑』を紡いでつなげる、向日台の実現を目指す都市計画素案の提案を行うものである。</p> <p>計画では、本地区を居住専用ゾーンと居住・交流ゾーンに区分し、それぞれの特性に応じた建築物の規制等を定めるとともに、広場や遊歩道等の地区施設の配置等を定めることとしている。</p>
市の判断	本提案について、下記の見解により、都市計画の決定が必要と判断する。
判断に係る市の見解	<p>本提案は、府営住宅団地(向日台団地)の建替えにより、子どもが地域で生まれ、すべての世代にとって暮らしやすい住環境の形成を企図したものであり、第3次向日市都市計画マスタープランに位置付けられた「中密度住宅地区の土地利用方針(利便性、安全性、快適性を兼ね備えた住宅地としての環境の充実)」、「住宅及び住環境の整備方針(府営住宅についても都市ニーズに対応した機能の複合化・高度化など、建替えにあたっては地域にふさわしい環境形成を進める)」に即したものである。</p> <p>提案内容は、提案区域において、安心安全な住環境に配慮した府営住宅が立地するA地区(居住専用ゾーン)及び児童福祉施設等の誘導を図るB地区(居住・交流ゾーン)を定めるとともに、地域住民の交流を促進するための広場や遊歩道などの地区施設の配置が計画されている。加えて、建築物については、周辺地域への日影及び圧迫感を軽減し、良好な都市空間を確保するため、壁面の位置の制限を設けており、区域内及び周辺住民等の住環境も考慮した計画となっている。</p> <p>このことから、提案を踏まえた都市計画の決定が必要である。</p>

(備考) この見解書は、向日市まちづくり条例第24条第5項の規定により 令和3年8月31日に公表しました。